

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

令和 6 年 5 月
内閣府地方創生推進事務局

1. 一部変更の趣旨及び内容

(1) 地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う変更

地域再生法の一部を改正する法律（令和6年法律第17号）附則第一条ただし書きに規定する規定が、同法の公布の日（令和6年4月19日）から施行されたことに伴い、当該規定の以下の内容を反映させた所要の追記・修正を行う。

- ・ まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る地方債の特例の創設

（改正後の地域再生法第13条の2 関係）

- ・ 地方拠点強化税制の子育て施設への対象拡大

（改正後の地域再生法第5条第4項第5号、第17条の6 等関係）

(2) その他所要の変更

その他表現の適正化など所要の変更を行う。

2. 閣議決定日

令和6年5月24日（金）